

6 浅農第312号
令和7年2月18日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浅川町長 江田 文男

市町村名 (市町村コード)	浅川町 (075043)
地域名 (地域内農業集落名)	東大畠・畠田 (東大畠・畠田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻耕作者の高齢化が進行しており、後継者の確保・育成が課題である。離農も進み、担い手だけでは手が回らぬ、入り作により耕作されている状況がある。畠田地区については中山間地域であり、圃場の区画が狭小・不整、給排水に課題を抱える条件不利地もある。耕作継続が困難な農地については、中山間組織等が主体となり、保全管理が行われているが、離農により遊休農地が目立つようになり、農地の維持管理には苦慮しているところである。またイノシシ等の鳥獣被害があり、対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は高齢化による離農で耕作できない農地が増えることが懸念される。認定農業者を中心とした持続可能な体制作りと、農地の集約・集積を積極的に進める必要がある。地域コミュニティの活性化を図り、経験の有無を問わず労働力の確保に向けた取り組みを検討する。鳥獣被害については、行政支援でワナ仕掛捕獲等、目撃情報や被害情報があつた際迅速に対応する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にあつた農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は現状維持を目標に認定農業者等を中心とした農業を担う者への集積を進めていく。地域内の農業従事者が減少していく現状においては、農業後継者の確保・育成に取り組みつつ、地域外の経営体への集積も並行して推進していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、離農により放出される農地や受け手の経営意向を把握するべく、農地中間管理機構の活用に向けて検討を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

用排水路が古く劣化していることから、暗渠排水整備について、多面的支払交付金の制度を活用し整備を検討する。農道等も補助事業を活用しながら維持管理に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、行政及びJA等と連携し栽培技術の支援等、相談から定着まで切れ目なく取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業効率を高めるため、水稻の病害虫防除作業についてはJAに委託することとし、また田の畔の草刈り等については多面的支払交付金事業の活用のほか、他法人の活用も検討する。シルバーメンテナントも活用し、労力確保する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害に対する行政支援でワナ仕掛け捕獲等、目撃情報や被害情報があった際迅速に対応する。
- ②浅川の優秀米生産に取り組む。(水稻の有機栽培に取り組む)
- ③中山間地域でも活用可能な機器を精査し、農作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入を検討する。ICT・AI技術を利用した儲かる農業を目指す。
- ⑦耕作継続が困難な所は、中山間・多面的制度を活用し、各組織等を中心に保全管理活動を行う。
- ⑧パイプハウスの導入など施設整備し、高収益な持続可能な体制を目指す。農業法人ができた際には作業効率を図るために新施設の導入に取り組む。